

小規模企業共済法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 宿泊業又は娯楽業の小規模企業者の範囲の特例を定めること。

(本則関係)

第二 この政令は、平成二十六年四月一日から施行するものとする。

(附則関係)